

指定看護小規模多機能型居宅介護

重要事項説明書

社会福祉法人 近江幸楽会
看護小規模多機能ケアさいかち

【 重要事項説明書 】

（看護小規模多機能型居宅介護サービス）

あなたに対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条（準用）第9条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 近江幸楽会
主たる事務所の所在地	滋賀県長浜市下坂中町 200 番地 1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	吉持 和昭
電話番号	0749-68-4013
看護小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 （指定番号 2590300048）	看護小規模多機能ケア さいかち
認知症対応型共同生活介護事業所 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 （指定番号 2590300048） （指定番号 2590300162）	グループホーム ただすの森 グループホーム 花みずき
認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症対応型通所介護事業所 （指定番号 2590300048） （指定番号 2590300048）	デイサービスセンター ほほえみ デイサービスセンター 花みずき デイサービスセンター ただすの森
老人福祉施設 （指定番号 2570301297）	特別養護老人ホーム 今浜の郷

2 利用事業所

利用事業所の名称	看護小規模多機能ケア さいかち
指定事業者番号	2590300048
所在地	滋賀県長浜市下坂中町 200 番地 1
電話番号	0749-68-4013
営業日・営業時間	営業日 365 日 通いサービス（基本） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 宿泊（基本） 午後 5 時から午前 8 時 30 分まで 訪問サービス 24 時間 受付・相談については通いサービスの同営業時間。
通常の事業の実施地域	滋賀県 長浜市（神照郷里圏域、南長浜圏域）
登録定員	29 名（通い：18 名、泊まり、9 名）

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、療養上の管理の下で通い・訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助等を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身の機能の維持回復を図るとともに、機能訓練およびその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とする。
運営の方針	① 利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がその人らしく家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるようサービスを提供する。 ② 利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況やその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問及び宿泊、電話による見守りを柔軟に組み合わせ、生活を支えるための適切なサービスを提供する。 ③ 地域住民または地域活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図る。 ④ 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。 ⑤ 居宅サービス事業者や他の保健医療機関との密接な連携を図りながらサービスを提供する。 ⑥ 利用者に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。但し、利用者または他の利用者等の生命を保護するため緊急やむを得ないと判断した場合は身体拘束を行い、利用者の様態及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとする。 ⑦ 提供する事業所のサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの情報を公表し、常に改善を図る。

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	資 格	員 数	勤務の体制
管理者	介護福祉士 介護支援専門員	1 名	常勤兼務 1 名 24 時間シフト制
介護支援専門員	介護福祉士 介護支援専門委員	1 名	常勤兼務 1 名 24 時間シフト制
看護職員	看護師	3 名以上	午前 8 時 30 分～午後 17 時 30 分
介護従業者	介護福祉士 訪問介護員養成研修 1 級、2 級課程修了	10 名以上	常勤 5 名以上、非常勤 5 名以上 24 時間シフト制

5 サービスの内容及び利用料、その他の費用の額

（事業所の提供するサービス内容、サービス提供時間）

第8条 事業所の提供するサービス内容は次のとおりとする。

1 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の必要な援助を提供する。

① 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。

ア. 移動・移乗の介助

イ. 休養

ウ. 通院等の介助やその他の必要な介護

②健康チェック

血圧測定等の利用者の身体状態の把握

③生活リハビリ（機能回復訓練）

利用者が日常生活を営む上で必要な機能を維持するための生活リハビリ及び利用者の心身の活性化を図るために必要な援助を行う。また、外出の機会の確保、その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア. 日常生活動作を通じた機能回復訓練

イ. レクリエーション

ウ. 地域活動への参加

④食事支援

ア. 食事援助目標による個別援助

イ. 食事の準備

ウ. 食事介助及び見守り支援

⑤入浴支援

ア. 入浴援助目標による個別援助

⑥排泄支援

ア. 排泄援助目標による個別援助

イ. 利用者の状況に応じた適切な排泄の介助

⑦送迎支援

ア. 利用者の希望による自宅と事業所間の送迎サービス

2 訪問サービス

＜介護サービス＞

利用者のご自宅にお伺いし、食事や排泄、入浴等の日常生活上の必要なサービスを提供する。

＜看護サービス＞

主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行う。

①病状・障害の観察

②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持

③食事および排泄等日常生活の世話

④床ずれの予防・処置

⑤リハビリテーション

⑥ターミナルケア

⑦認知症利用者の看護

⑧療養生活や介護方法の指導

⑨カテーテル等の管理

⑩その他医師の指示による医療処置

3 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や排泄、入浴等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供する。

4 相談・助言等

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

<介護保険対象サービス>

通い・泊まり(介護給付費分)・訪問すべてを含んだ1ヶ月単位の定額費用>

介護度	自己負担金 【10割負担】	介護保険自己負担金 【1割負担】	介護保険自己負担金 【2割負担】	介護保険自己負担金 【3割負担】
要介護1	126,586 円	12,659 円 (12447 単位)	25,318 円	37,977 円
要介護2	177,111 円	17,711 円 (17415 単位)	35,422 円	53,133 円
要介護3	248,972 円	24,897 円 (24481 単位)	49,794 円	74,691 円
要介護4	282,380 円	28,238 円 (27766 単位)	56,476 円	84,708 円
要介護5	319,419 円	31,942 円 (31408 単位)	63,884 円	95,826 円

※利用料は月額定額制。

※登録期間が1ヶ月に満たない場合は日割り額となる。

加 算

初期加算	看護小規模多機能型居宅事護事業所に登録してから 起算して30日以内の期間について算定。 30日を超える入院後に利用を再開した場合も同様。	31 円/日 (30 単位/日)
認知症加算Ⅲ	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が 認められる事から介護を必要とする認知症の者	773 円/月 (760 単位/月)
認知症加算Ⅳ	要介護2であって、周囲の物による日常生活に対す る注意を必要とする認知症の者	468 円/月 (460 単位/月)
科学的介護推進体制加算	心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に 提出し必要な情報を活用している。	41 円/月 (40 単位/月)
緊急時対応加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関す る意見を求められた場合に常時対応できる体制にあ る	787 円/月 (774 単位/月)
特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や在 宅気管切開患者指導管理を受けている状態、若しく は留置カテーテル等を使用している状態であること	508 円/月 (500 単位)
特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を 越える褥瘡の状態、人工肛門・人工膀胱を設置して いる状態等であること	254 円/月 (250 単位)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×14.6%	

<介護保険対象外サービス>

サービスの種類	内容・利用料		単位
食事の提供に 関する費用	朝食 450 円, 昼食 820 円, 夕食 760 円 午後のおやつ 70 円		1 回
宿泊に要する費用	3,060 円, 光熱水費 360 円		1 泊
洗濯代	10ℓバケツ150円 (衣類の量に従い 3.33ℓごとに 50 円の増減)		1 杯
おむつ代	実費		1 枚
理美容代	実費		1 回
複写物	一枚につき		10 円
レクリエーション費	壁画工作費 (全員)	50 円	毎月
	塗り絵代 (実施者のみ)	500 円 (50 枚つづり)	1 冊
	工作キット (実施者のみ)	自費	1 セット
	その他	外食・入場料等：自費	1 回

6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域（神照郷里圏域、南長浜圏域）以外にある時は、送迎に要する費用。及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費（1km あたり 100 円）をいただきます。また、家族による送迎についてはご相談に応じます。

7 苦情申立窓口

看護小規模多機能ケア さいかち	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 土日 午前9時～午後12時 ご利用方法 電話 0749-68-4013 面接場所 相談室 担当者 管理者 川崎 喜代司
長浜市健康福祉部 介護保険課	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 電話 0749-64-8252 場所 長浜市八幡東町632
滋賀県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 平日 午前9時～午後6時 ご利用方法 電話 077-510-6605 場所 大津市中央4丁目5-9

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の变化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医への 連絡基準	● 利用者の体調に変化が発生した場合は、家族に連絡し対応方法を確認する。 ● 家族と連絡がつかない場合は、事前情報より主治医と連絡をとり指示に従う。又は、協力医療機関の医師の指示に従う。 ● 家族および主治医と連絡がとれない場合や緊急を要する状態に陥った時は、119番に通報し救急車を呼ぶ。あらかじめ利用者や家族に確認・同意をいただいている協力医療機関へ連絡するとともに適切な処置を講じる。
---------------	---

9 非常災害対策

関係機関への通 報・連絡体制の整 備について	● 天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じる。 ● 管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
避難・救出等必要 な訓練の実施につ いて	● 年2回以上、避難訓練を実施する。利用者の家族にも非難経路、場所を連絡する。 ● 災害が発生した場合は直ちに安全な空地に一旦誘導し、その後所定の避難場所に誘導する。帰宅が可能な場合は、家族と連絡をとり帰宅させる。 ● 飲み水や非常食は怠りなく設置しておく。

（看護小規模多機能型居宅介護計画）

第9条

- 1 事業所のサービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を十分に把握し、個別に看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 2 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の推進に努める。
- 3 看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載する。
- 4 利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、他の関係介護職員との協議の上、援助目標を設定し、その達成のための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 5 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。
- 6 看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、看護小規模多機能型居宅介護計画書を利用者に交付し、援助の目標及び内容について利用者や家族に説明を行う。尚、交付した居宅介護・支援計画書は2年間保存する。
- 7 利用者に対し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 8 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施及び利用者の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

令和6年6月1日改定

上記の重要事項説明を受けました。

【説明日】 令和 年 月 日

【説明を受けた者】 住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代行者】 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係： _____

事業所	住 所	滋賀県長浜市下坂中町200番地1
	名 称	看護小規模多機能ケア さいかち
	管 理 者	川崎 喜代司 印

【説明者】 職種 管理者 氏名 川崎 喜代司 印